

羽村市中小企業経営基盤強化助成金

羽村市では、市内の中小企業者が従業員等に対し、賃上げやテレワーク等働く環境の整備や、デジタル化による生産や業務プロセスの改善、省エネ機器等の環境に配慮した取組を実施する場合、市内中小企業者が負担した経費について、助成対象事業にかかる経費の3分の2の額を助成します。

◆ 助成対象事業

【1】働く環境整備事業

賃上げやテレワーク、有給休暇取得促進等の従業員等が働く環境整備に資する事業

【2】DX推進事業

デジタル化等により生産や業務プロセスの改善を行う等の生産性向上に資する事業

【3】環境配慮加算（※単独での申請は不可。上記【1】、【2】の申請をした場合のみ。）

省エネ機器等の設置や交換等の環境に配慮した取組を実施する事業

※働く環境整備事業の「従業員等」とは、市内の事業所に常時勤務又は在籍している従業員及び役員です。なお、従業員等がない個人事業主は対象になりません。

※いずれの事業も市内にある事業所で行う事業が対象となります。

※年度中に「働く環境整備事業」「DX推進事業」のいずれかを申請していれば、「環境配慮加算」のみを追加申請することも可能です。

※経営基盤強化助成金は、「環境配慮加算」を含め、羽村市の別の助成制度との併用はできません。

◆ 助成金の額等

助成対象事業にかかる経費の3分の2の額（1,000円未満切り捨て）

<上限(一社一年度)>

【1】【2】それぞれ：法人10万円・個人5万円

【3】環境配慮加算：法人・個人5万円

助成金全体：法人25万円・個人15万円

※上限額に達するまでは複数回申請可能です。

※対象経費に**消費税や振込手数料等は含まれません。**

◆ 対象となる事業所（以下の要件を全て満たす方）

- 1 中小企業基本法に定める中小企業者の方。
- 2 市内に事業所を有する法人又は市内に事業所を有する個人の方。
- 3 既に納期の到来した市税等を完納していること。ただし、徴収猶予を受けている市税を除く。
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により規制される業種及びこれに類する業種または消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと。

◆ 助成対象経費（例）

	対象となる経費	申請時必要書類
働く環境整備事業	従業員等の賃上げ分 ※一時的な賃上げは不可	【時期】いつから実施するのか 【内容】どのような内容で実施するのか 【対象】対象者は誰なのか 【経費】算出根拠はどうか 上記の内容が分かる書類（参考様式あり）
	テレワークに要する経費 ・クラウド使用料 ・システム構築費、使用料 ・レンタルオフィス代 ・ワークスペース利用費用 など	・事業主が負担する（予定）金額の分かる書類（見積書など）
	有給休暇取得促進 ・休暇取得分が対象 ・日給換算した人件費	【時期】いつから実施するのか 【内容】どの程度の取得を促進するのか 【対象】誰を対象に実施するのか 【経費】算出根拠はどうか 上記の内容が分かる書類
	設備投資 ・空調 ・トイレ などの付帯設備	・見積書 ・カタログ等事業内容の概要が分かる書類
DX推進事業	【機械装置費】機器、装置購入費 【システム構築費】システム構築費、設備導入費 【技術導入費】知的財産権等の導入経費 【運搬料】運搬料、宅配料、郵送料 【原材料費】材料・副資材費、外注加工費 【専門家経費】専門家謝金、専門家旅費 【外注費】他の企業などに支払う委託費	・見積書 ・（機器等の購入の場合）カタログ等事業内容の概要が分かる書類
環境配慮加算	・省エネ機器の購入 ・LED照明の設置・改修 ・高断熱化改修工事 ・太陽光発電システムの導入・更新経費	・見積書 ・カタログ等（購入するものが環境ラベルのある省エネ機器等であることが分かるもの）

○ **事業開始前の申請になります。既に実施（購入）済みの事業は対象になりません。**

○ 汎用性が高い製品のみでの購入は対象になりません。（環境配慮加算は除く。）

（例）パソコン・タブレット端末・プリンタ・スマートフォン・文書作成ソフトウェア・家具など

○ 助成対象経費で購入した備品・設備等には、市が指定するシールを貼付していただきます。また後日、市による現地検査を実施する場合があります。

○ 上記以外で助成対象になるか不明な事業がある場合は、ご相談ください。

○ 【個人事業主の方】開業届の写しまたは最新の確定申告書の写しを提出してください。

◆ 申請期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※申請は、随時受け付けます。

※予算が無くなり次第、終了となります。

◆ 申請から交付までの流れ

- 1 交付申請書（様式第1号）及び事業計画書、見積書等の写し等必要書類を提出
(必ず事業開始前にご提出ください。)
- 2 市が内容を審査し、助成金の決定通知を交付→事業実施
(費用に変更がある場合は事前に変更申請書を提出)
- 3 事業完了後、1ヶ月以内に実績報告書を提出
(事業実績が確認できるものと助成対象経費に係る領収書を添付してください)
- 4 市が内容を確認し、助成金の確定通知書を交付。後日助成金を振り込み。

この助成金は、令和9年3月31日までに
支払い等、全ての事業を完了してください。

※申請書等の必要書類は、羽村市公式サイトからダウンロードできます。

〈問合せ〉羽村市産業環境部産業振興課商工観光係

Tel : 042-555-1111 (内線:656・657)

Email : s206000@city.hamura.tokyo.jp



羽村市公式サイト